

勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労身体障がい者体育館条例施行規則（昭和52年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区 分		利用料金の上限額		区 分		利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する する場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合
トレーニング ーム	[略]		円 <u>400</u>	トレーニング ーム	[略]	円 <u>410</u>	
放送設備	[略]	<u>240</u>	<u>560</u>	放送設備	[略]	<u>250</u>	<u>580</u>
バスケットボー ル用具	[略]		<u>280</u>	バスケットボー ル用具	[略]		<u>290</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。